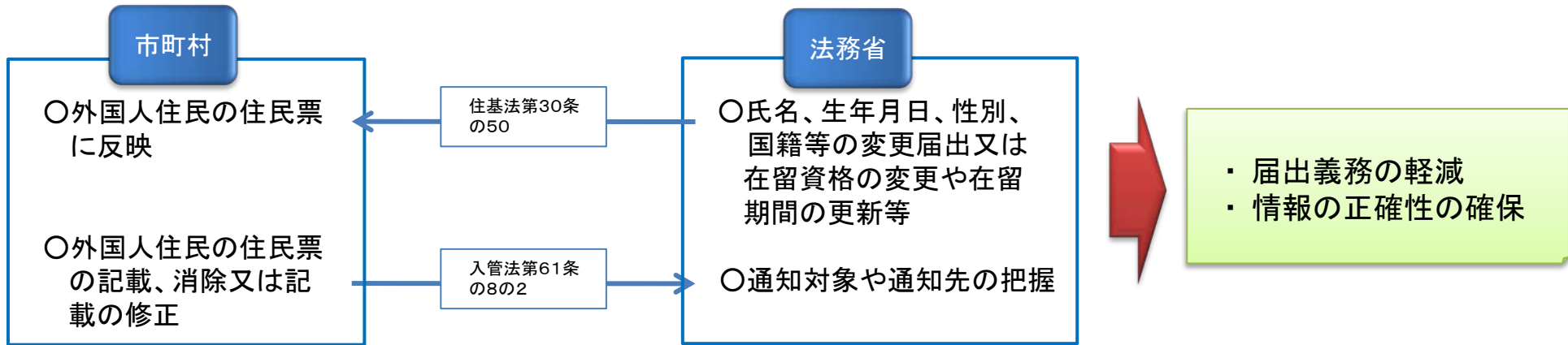


# 資料 1 - ①

法務省と市町村との  
情報のやりとり等  
について  
(住基法第30条の  
50関係)

# 法務省と市町村の情報のやりとり等について



## ○ 改正住基法第30条の50（以下、「法務省通知」という。）

法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項、国籍等又は第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

## ○ 改正入管法第61条の8の2（以下、「市町村通知」という。）

市町村の長は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。  
←法務大臣通知を行うべき外国人住民の範囲及び通知先の市町村を正確に把握するため。

## 課題

- ① 法務省通知及び市町村通知を具体的にどのような場合に行うことになるのか
- ② 法務省通知及び市町村通知の際に具体的にどのような事項を通知することになるのか

# 法務省通知が必要な場面（案）について（1）

1 住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合に、法務省通知を行う（法務省通知により住民票の記載の修正を行う）。

## ① 中長期在留者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	中長期在留者である旨	在留資格	在留期間	在留期間の満了日	在留カードの番号
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正 (入管法第19条の10①)	○					○
2	在留カードの有効期間更新 (入管法第19条の11)						○
3	在留カードの再交付 (入管法第19条の12、13)						○
4	在留資格の変更許可 (入管法第20条③)			○	○	○	○
5	在留期間の更新許可 (入管法第21条③)				○	○	○
6	永住許可 (入管法第22条③)			○	○	○	○
7	在留特別許可 (入管法第50条①)			○	○	○	○
8	特別永住許可 (入管特例法第5条②)		○ 特別永住者である旨	○ 削除	○ 削除	○ 削除	○ 特別永住者証明書の番号

## ② 特別永住者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	特別永住者である旨	(在留資格)	(在留期間)	(在留期間の満了日)	特別永住者証明書の番号
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正 (入管特例法第11条)	○					○
2	特別永住者証明書の有効期間更新 (入管特例法第12条)						○
3	特別永住者証明書の再交付 (入管特例法第13条、14条)						○
4	在留特別許可 (入管法第50条①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 在留カードの番号

# 法務省通知が必要な場面（案）について（2）

1 住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合に、法務省通知を行う（法務省通知により住民票の記載の修正を行う）。

## ③ 一時庇護許可者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	一時庇護許可者である旨	(在留資格)	上陸期間	(在留期間の満了日)	(番号)
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	○					
2	在留資格の取得許可 (入管法第22条の3)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
3	在留特別許可 (入管法第50条①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
4	上陸期間の変更 (入管法第18条の2①)				○		

## ④ 仮滞在許可者

(※)上陸期間の満了の日及び一時庇護許可番号は住民票の記載事項としない予定。

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	仮滞在許可者である旨	(在留資格)	仮滞在期間	(在留期間の満了日)	(番号)
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	○					
2	難民認定に伴う 在留資格の取得許可 (入管法第61条の2の2①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
3	難民不認定等に伴う 在留特別許可 (入管法第61条の2の2②)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
4	仮滞在期間の更新許可 (入管法第61条の2の4④)				○		

## ⑤ 出生又は国籍喪失による経過滞在者

(※)仮滞在期間の満了の日及び仮滞在許可番号は住民票の記載事項としない予定。

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	経過滞在者である旨	(在留資格)	(在留期間)	(在留期間の満了日)	(番号)
1	在留資格の取得許可 (入管法第22条の2③)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
2	特別永住許可 (入管特例法第4条②)		○ 特別永住者である旨				○ 特別永住者証明書の番号

# 法務省通知が必要な場面（案）について（3）

- 2 中長期在留者である旨等、住基法第30条の45に掲げる区分に変更又は誤りがあることを知った場合、法務省通知を行う（法務省通知により住民票の消除を行う）。

	事由	対象者
1	再入国許可を受けずに出国（入管法第25条）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者
2	再入国許可の有効期間（みなし再入国期間）の経過（入管法第26条、第26条の2）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者
3	難民旅行証明書の有効期間の経過（入管法第61条の2の12）	中長期在留者、特別永住者
4	退去強制令書の発付（入管法第47条⑤、第48条⑨、第49条⑥）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者（5、6、10、12、15により通知を受けている場合を除く）
5	在留資格の取消し（入管法第22条の4①）	中長期在留者
6	在留期間の経過（入管法第24条第4号口）	中長期在留者
7	在留資格の変更許可（入管法第20条③）	中長期在留者
8	在留期間の更新許可（入管法第21条③）	中長期在留者
9	在留特別許可（入管法第50条①）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者
10	上陸期間の経過（入管法第24条第6号）	一時庇護許可者
11	在留資格の取得許可（入管法第22条の3）	一時庇護許可者
12	仮滞在期間の経過（入管法第61条の2の4）	仮滞在許可者
13	難民認定に伴う在留資格の取得許可（入管法第61条の2の2①）	仮滞在許可者
14	難民不認定等に伴う在留特別許可（入管法第61条の2の2②）	仮滞在許可者
15	在留資格を有することなく60日を経過（入管法第24条第7号）	経過滞在者
16	在留資格の取得許可（入管法第22条の2③、④）	経過滞在者

（7、8、9、11、13、14、16）→許可の結果、中長期在留者等でなくなった場合が想定される。

# 法務省通知の通知事項（案）について

## 法務省通知に含まれる情報

### 個人を特定する情報

氏名、生年月日、性別、  
国籍・地域、（旧）住所、在留  
カード番号・特別永住者証明書  
番号（※1）



### 住民票の異動に関する情報

- ・ 事由発生日
- ・ 異動事由（※2）



### 住民票の異動内容

（※1）一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者については、在留カード番号等がないため、通知には含まれない。

（※2）在留資格の変更等によって、中長期在留者等でなくなった場合には、その旨も通知する。